

令和 6 年度空家等対策支援専門家派遣事業

空き家対策における個別事案に関する司法書士相談（R 7. 3. 3）

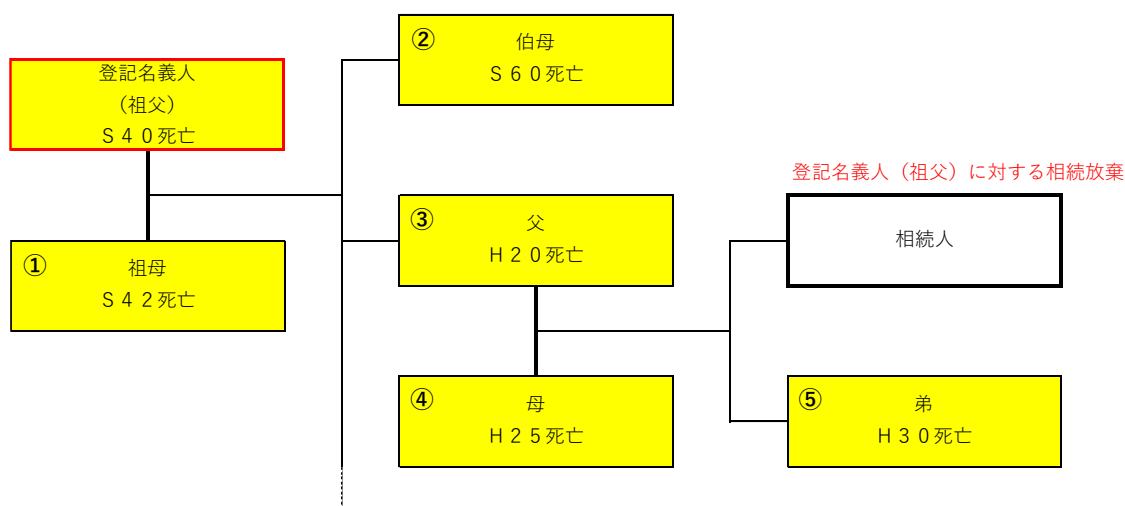
【相談内容及び助言】

相続人は、下記にパターン化した相続関係図で 6 名の相続人になるものと考えてるが、老朽化した空き家が祖父名義だったため、登記名義人の祖父に対し相続放棄を行った。

祖父の死亡後、祖母、伯母、父、母、弟の順番で死亡している。

今後、本市は相続人に対し空家法 12 条助言を行う予定であるが、再転相続を考えると、1 次相続に対し相続放棄を行ったとしても、2 次相続で相続を承認することは可能である。

相談 1：祖父を除く 5 名のうち、相続人に対しどの範囲までが祖父の再転相続の範囲となるか助言いただきたい。



助言 1：広義に解釈するならば、③の父については、再転相続となるが、他の 4 名については、再転相続ではないと解釈する。

ただし、再転相続とは、遺産相続の「熟慮期間」中に法定相続人が亡くなり、承認も放棄も決められていない状態で、亡くなった法定相続人のさらなる法定相続人に対し、二重に相続が発生することを言う。

今回の場合、昭和 40 年に亡くなった祖父と平成 20 年に亡くなった父との間に死亡の時間が開きすぎているため、熟慮期間中に父が亡くなったとは見なせないとの解釈もできる。

家庭裁判所は、相続放棄申述を受理するにあたり申述人に対しヒアリング等を行わず受理するため、長野市が裁判所の申述受理の有効性について争うということも、一つの手段ではないかと考える。

相談2：祖父の相続人となることを避けるため、相続人が再転相続に当たらないすべてに対し相続放棄をした場合、③の父親経由で流れてくる登記名義人の財産（管理責任）は、相続放棄により一人っ子状態として⑤の弟に集約され、平成30年の弟死亡により相続できる兄弟姉妹がいないため、③の父親が祖父から相続した相続分につき、相続人無しの状態になると解釈してよいか。

助言2：相談内容の解釈で良いと考える。

相談3：今後、存命の相続人に対し空家法12条助言を行う予定であるが、本市では、相続関係を説明するため通知の中で「〇〇様の相続人と思われるため、……」と記載しているところだが、文書を通知するにあたりアドバイスをいただきたい。

助言3：まずは、①～⑤の死亡した相続人が、登記名義人の財産を相続放棄しているかを確認することが先決。その上で「登記名義人の財産を相続されたと考えられる〇〇様及び△△様の相続人と思われるため、……」と記述したらいかがか。

また、③の父については、再転相続の熟慮期間が開きすぎているため、「登記名義人■■様の相続に際し、あなたの父●●様が既に単純承認されている場合は、■■様の●●様分の財産について、あなたも相続人と思われるため、……」の文書も入れることも一つの方法である。

なお、登記名義人以外の①～⑤の相続放棄の手続きを弁護士に依頼する場合、相当額の費用がかかるため、今回の相談地が売却可能あるいは購入希望者がいる場合は、通知の中でそのことを触れることが可能なら、登記名義人の財産を相続する方が現れる可能性もあると考える。